

3. はしご受診はやめましょう

同じ病気でありながら「この医者は苦手…」などと安易な理由で医療機関を次々と変更して受診する「はしご受診」。医療機関を変更すると、その都度初診料がかかります。また、同じような検査が繰り返されたり、同じような処置や薬を処方されることとなるため、医療費の無駄が生じるばかりか、体にも負担となります。

信頼できるかかりつけ医をもち、何かあった場合には、まずはかかりつけ医に相談するようにしましょう。

本組合では、相談料・通話料無料の「**電話健康相談 ☎0120-031-199**」、また「**健康・こころのオンラインWeb**」により健康に関する相談等を行っております。

是非ともご利用ください。 ※18頁参照



ジェネリック医薬品を活用しましょう!



ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認めた医薬品です。先発医薬品の特許満了後に、有効成分、分量、用法、効能及び効果が同じ医薬品として新たに申請され、製造・販売される安価な医薬品です。ジェネリック医薬品への切り替えは、皆さんの自己負担額の軽減のみでなく、短期（医療）財政の改善にもつながります。

受診の際に医療機関の窓口で、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示して、ジェネリック医薬品の処方希望を伝えましょう。また、カードが無い場合でも、ジェネリック医薬品を希望することを申し出ただくことで、利用することができます。

共済組合では、昨年度より500円以上の削減効果が見込まれる20歳以上の慢性疾患により投薬を受けている組合員と被扶養者の方に「ジェネリック差額通知書」を配布し、ジェネリック医薬品の利用促進を行っています。その結果、平成25年4月診療以降、月平均で約344,000円の削減効果が見られました。しかしジェネリック医薬品の利用率は約25%と、低い状態となっておりますので、皆さんがジェネリック医薬品をもっと利用いただければ、さらに医療費の削減が見込まれることとなります。